

# 異動届出書の書き方

【記入例 C】 退職等により未徴収税額を普通徴収(個人への請求)に切り替えるとき

## ⑤ 給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動(退職・転勤・休職など)があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

(宛先) 新居浜市長		給与(特別徴収義務者)支払者	名称(氏名)	株式会社ABC商事				特別徴収義務者指定番号	宛名番号										
			所在地	XY市Z町一丁目2番3号				電話番号	(0001) 123-4567 番										
令和 5 年 12 月 3 日 提出			個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7			
給与所得者(異動者)		フリガナ	ニイハマ タロウ		生年月日	T S H 40・5・17		異動年月日	令和 5 年 11 月 20 日		異動事由	<input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他		異動後の未徴収税額の徴収方法	<input type="checkbox"/> 特別徴収 継続……A欄へ <input type="checkbox"/> 一括徴収……B欄へ <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収……C欄へ		令和5年1月1日以降退職時までの給与支払額	百万 千 円 2008356	
氏名	新居浜 太郎		旧姓または新姓			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)			異動事由	<input type="checkbox"/> 特別徴収 継続……A欄へ <input type="checkbox"/> 一括徴収……B欄へ <input checked="" type="checkbox"/> 普通徴収……C欄へ		控除社会保険料額	百万 千 円 100418				
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		給与の支払を受けなくなった後の住所	06 月から 11 月 まで		125600	63200	62400			異動があった年の1月1日から異動時までに支払われた給与支払額と社会保険料を記入してください。(ボーナス等賞与も含む。)			年度課税負担料					
令和5年1月1日現在の住所	新居浜市一宮町五丁目1番1号		現住所	同上															

年度途中で税額変更等があった人については「税額変更通知書」の金額を記入してください。

指定番号(10桁)を必ず記入してください。

宛名番号(5桁)を必ず記入してください。

該当する異動事由の□欄に✓印を記入してください。

退職等により未徴収税額を納税義務者自身が市役所へ納入する場合は「普通徴収」の□欄に✓印を必ず記入してください。

異動があった年の1月1日から異動時までに支払われた給与支払額と社会保険料を記入してください。(ボーナス等賞与も含む。)

未徴収税額(ウ)の徴収方法について、該当するA・B・Cいずれかを必ず記入してください。

### A 新しい勤務先(転勤先等)

特別徴収義務者指定番号

所在地 〒

フリガナ

名称

法人番号

担当者

電話番号

特記事項

月割額 円を 月分(月日納期)から徴収するよう連絡済です。

### B 一括徴収

未徴収税額(ウ)を退職時に給与等から徴収します。

※退職の日が1月1日から4月30日までの場合は、残税額を一括徴収することが義務付けられています。

一括徴収の理由 □欄に✓を記入

異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者からの申出があったため。

異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。

異動者印

一括徴収した税額 円は 月分(月日納期)で納入します。

### C 普通徴収

未徴収税額(ウ)を御本人が支払います。(市役所から御本人に通知)

次のいずれかの□欄に✓を記入

異動の日が6月1日から12月31日までの間で、異動者から一括徴収の申出がないため。

異動の日が1月1日から4月30日までの間で未徴収税額(ウ)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。

(死亡退職の場合)

相続人代表者

住所

氏名

電話

続柄

該当する項目の□欄に✓印を必ず記入してください。

死亡退職の場合は、相続人代表者について必要事項を記入してください。

備考

(市町村提出用)